

平成23年度管財人等協議会協議結果

神戸地方裁判所

第1 法制度・運用について

1 改正破産法において創設された制度の利用状況について

次の各制度は、どのように利用されているか。また、利用件数、利用される典型例及び利用後の経過（例えば、否認の請求後に決定や決定に対する異議の訴えに至ったか等）についても情報開示をお願いしたい。

(1) 否認請求

(2) 担保権消滅制度

(3) 査定申立て

(提出理由)

当該各制度がどのように利用されているのか、利用状況に変化があるのか等について情報を得たく提出した。

(弁護士会)

(協議結果)

(裁判所)

平成23年の各件数（査定申立てについては雑事件として立件しないため概数である。）は以下のとおり

(本庁)

(1) 否認請求 3件（取下げ2件、係属中1件）

否認訴訟（否認請求を経ないもの） 2件（係属中）

(2) 担保権消滅制度 0件

(3) 査定申立て 5件（取下げ3件、係属中2件）

(裁判所尼崎支部)

(1) 否認請求8件（認容1件、取下げ2件、係属中5件）

(2) 担保権消滅制度 0件

(3) 査定申立て 3 件 (係属中)

(裁判所姫路支部)

(1) 否認請求 1 件 (取下げ (期日外で和解))

(2) 担保権消滅制度 0 件

(3) 査定申立て 2 件 (係属中)

(裁判所伊丹支部)

(1) 否認請求 9 件 (認容 3 件 (その後異議訴訟) , 取下げ 2 件, 係属中 4 件)

(2) 担保権消滅制度 0 件

(3) 査定申立て 0 件

(裁判所明石支部)

(1) 否認請求 1 件 (和解成立)

(2) 担保権消滅制度 0 件

(3) 査定申立て 3 件 (取下げ 1 件 (裁判外で和解) , 係属中 2 件 (和解検討中))

2 封印執行について

封印執行について、最近の件数、具体例について情報開示をお願いしたい。

(提出理由)

当該制度がどのように利用されているのか、利用状況に変化があるのか等について情報を得たく提出した。

(弁護士会)

(協議結果)

(裁判所)

全庁とも近年は事例なし

3 東日本大震災の被災者が受け取った (受け取る) 支援金、災害弔慰金・見舞

金、義援金等の取扱いについて

当該問題については、仙台地裁と仙台弁護士会との間で協議会が開催され、自由財産拡張手続で柔軟に対応する等の対応を採ることが協議会において確認されているようである。具体的な内容については、①金融法務事情1923号から連載が開始された仙台地方裁判所の安福達也判事の連載記事や、②銀行法務21の733号から連載が開始された仙台弁護士会民事弁護委員会倒産法制部会の連載記事が参考になるようである。東日本大震災の被災者が神戸地裁管内に避難しているケースで、自己破産申立てがなされた場合、前記内容に準じて取り扱われると考えてよい。

(提出理由)

協議事項のとおり

(弁護士会)

(協議結果)

(裁判所)

支援金等のうち、平成23年8月30日から施行された法律により差押えが禁止されるものは、破産財団を構成しない。また、破産財団を構成するものであっても、破産者の生活状況、破産開始決定時における自由財産の種類及び額、破産者の収入を得る見込み、その他の事情を考慮して、自由財産拡張を認めるなど、個別の事案ごとに対応していくことになると考えている。

金融法務事情の連載内容も、基本的には、当事者の被災状況等に応じて対応するという内容であって、明確な取扱基準を定めたものとは考えていない。

なお、神戸にも避難者が来ているようだが、現在のところ各庁ともこのような事例はない。

(協議員)

具体的事案として、800万～900万円程度の自由財産拡張が認められた事例がある。

今後このような事例が蓄積されていくと思われるので、情報収集が必要となるろう。

4 予納金の分納について

免責観察型の管財事件において、開始決定後に管財人報酬相当額を積み立てさせる運用について、御意見を伺いたい。

(出題趣旨)

免責観察型の管財事件の場合、申立時に管財人報酬相当額を準備できない債務者については、開始決定後に相当額を分納する運用例があるところ、当支部においても、今後事案によっては当該運用を採ることを検討している。そこで、参考のため当該運用に関する問題点や意見、その他留意点等があれば御教示願いたく出題した。

(伊丹支部)

(補足説明)

当庁で具体的な運用開始を検討している訳ではないが、「破産管財手続の運用と書式」などの文献からこのような運用が可能と読み取れることや、実務においても免責観察型での予納金積立事案で開始決定までに時間が掛かってしまった事例があったため、他庁の現状をお聞きして運用の可否の参考にしたいと考え、出題した。

なお、当庁内において、半分ほど積立てが終わった時点で開始決定し、後の半分は免責決定を得る目的とすれば破産者の積立てを促進させることができるのではないか、という意見も出た。

もちろん、管財人の了解が必要であることや破産者の金銭感覚等も勘案すべきであることが前提である。

(協議結果)

(本庁)

神戸地裁本庁では、免責観察型やそれ以外の事件類型を問わず、開始決定後の管財費用の分納を認める運用は行っていない。免責観察型管財事件については、当初から管財事件として申し立てられる場合と、当初は同時廃止事件として申し立てられ、後に管財事件に移行する場合とがあるところ、いずれの場合においても、管財費用の予納のない状況で開始決定を行って管財業務を進行させるべき特段の必要性があれば検討の余地はあろうが、具体的事案においてこのような必要性があると認められた事例はない。

（裁判所尼崎支部）

本庁と同様である。

（裁判所姫路支部）

姫路支部では、管財人報酬を確保できなくなるおそれがあることなどから、設問のような運用は行っていない。あらかじめ管財人報酬相当額の一部を納めてもらい、その余を積み立てさせる方法を採用したとしても、同様の懸念は残ると言えよう。

（協議員）

少額管財が始まった当初、本庁において予納金の分納が認められていた時期があった。20万円の3分割払の予定で当職が管財人に就任し開始決定されたが、結局積立てできず、財団組入れ0円で収支報告がマイナスになった事案があった。

このような経験から、もし今後分納の運用を開始するのであれば、給与所得者で家計収支に余剰がある、過払金がある、不動産売却が確実である、年金が入る予定がある等の、確実性の担保が必要であると考える。

（本庁）

現在なら生活保護受給者であれば、法テラスを利用して予納金を準備することができる。

（協議員）

免責観察型ではないが、予納金なしで開始決定をしたことがある。

司法書士関与の申立てで同時廃止からの移行事件であったが、司法書士報酬が高額だったために、司法書士から回収できる見込みがあったためである。

個々の事案によるが、管財人の了解があれば分納も良いのではないかな。

5 代表者の破産費用を法人財産から支出することの可否（逆のケースについても）

代表者の破産費用（弁護士費用、予納金、実費を含む。）を法人財産から支出することは認められないのが原則であろうが、例外的に認められる場合があるか。逆のケースではどうか。また、このようなケースに遭遇した場合、どのように対応すべきか。

（提出理由）

協議事項記載のとおり

（弁護士会）

（補足説明）

大阪地裁において、このような場合は不当利得に当たるとしてその返還を認めた判決が出た。その判決の要旨では、「会社から支出することは当然には許されない。」という言い方がされており、では許される場合はあるのか、という問題意識から出題した。

（協議結果）

（本庁）

神戸地裁本庁の場合、法人の代表者が法人とともに破産申立てをする場合で、特にめぼしい財産がなく、特に管財人による調査が必要といった事情もない場合には、代表者については同時廃止手続による処理が可能であるため、代表者の破産費用を法人の財産から支出したという例はほとんど見ない。逆に代表者が法人の破産費用を支出した事例は稀にある（年間数件程度か？）という程度

である。

いずれの場合でも、原則的には他者の破産手続費用として支出された財産は否認対象行為になると考えられるが、否認権行使をしたとしても、そもそも相手方は破産手続費用さえ自己の財産から準備できなかったような財産状況であるから、これが奏功する見込みはほとんどないと考えられる。また、法人と代表者がともに経済的に破綻している場合には、できる限り両者の破産申立てをさせることが望ましいという点や、更にはこういった状況に至るのはほとんどが法人と代表者との財産状況の区分が曖昧な、ごく小規模な経済活動しか行っていない法人であるといった実情をも併せ考えた場合、かような方法による申立費用の準備を積極的に認めるというものではないとしても、やむを得ないものとして特段の対応を行わない、というのが現状であろう。

なお、前記は支弁された費用が管財手続費用（管財人報酬になるべき予納金）の場合であり、申立代理人の弁護士費用である場合には、その支出が社会的に相当な範囲にとどまっているかのチェックは当然に必要となってくる。

（裁判所尼崎支部）

代表者の破産費用を法人の財産から支出することはできない（否認対象行為）。

例外的に認められる場合については、法人として形骸化していて、実体がないものや、債権者が一致している場合などではないかと考えられる。

（裁判所姫路支部）

代表者又は法人の破産費用は、それぞれの財産から支出すべきものである。もっとも、代表者が法人から金員を借り入れ、そこから代表者個人の破産費用を支出し、法人を債権者一覧表に上げているという場合もあると思われる（法人・代表者が逆の場合も同じ）が、このような便法も許されない。

（協議員A）

個人の破産申立費用を法人財産から支出させた事案の管財人を経験したこ

とがある。これは許されないと説明し、事実上返還させたこともあるが、例えば、会社が倒産する場合、代表者への報酬が未払であることが多いので、科目は未払報酬の一部として必要最小限出金し、これを代表者の破産申立費用にすることは可能ではないか。

(協議員B)

実務においては、法人と代表者の区別がきちんとされていない場合も多く、給与をもらったとしても、それを全て法人の借金の返済に充てている代表者もいるという現状を見ると、実務家として代表者を保護する観点から、法人財産から代表者の破産申立費用を捻出させることも許される場合があると考ええる。

(協議員C)

法人と代表者の同時申立てで、申立費用も管財費用もどちらも法人財産から支出した事案があったが、この場合に否認はしなかった。

その理由としては、資料からも代表者が法人に対し高額な貸付けを行っていたことが分かったため、代表者は申立費用を法人から支出してもらった代わりに、法人への貸付けについての債権届を出さず配当にあずからないという処理をすることで、代表者の債権分を他の債権者の配当へ回すことができると考えたからである。結果的に債権者の利益を害することにはならないので、このような処理をした。

(裁判所)

法人財産流出の事前か事後かに分けて検討する必要がある。

事前の場合には、法人の財産を流出させることはやはり避けるべきである。

協議員Bの意見について、法人と代表者との関係において個人保護を掲げることも分かるが、破産手続では債権者の利益を考慮しなければならない。法人の債権者と代表者の債権者が完全に重なることは少なく、その場合に破産会社の財産を使用することは、債権者への配当原資となる財産を侵奪する

ことになり、破産法上、債権者の利益を害する行為は許されないと考える。

そして、事後において、管財人として否認請求をするかどうかを検討するに当たっては、実質的に債権者が害されたか否かで判断すべきである。

協議員Cの事例であれば、債権者の利益は害されていないので、否認権行使はしなくて良いと考える。

6 遺産分割協議において破産管財人が当事者となることについて

従前は、破産管財人には遺産分割の当事者適格がないとの見解が有力であり、そのため、破産管財人が実質的に遺産分割協議に参加し、協議がまとまった際には、破産者本人に遺産分割協議書に署名させたり、破産者本人が当事者となって調停を成立させたりする等して、相続を原因とする所有権移転登記の申請を行っていた。

ところが、平成22年に法務局が運用を改め、共同相続人の一人が相続開始後に破産手続開始決定を受けた場合、遺産分割登記を行うための書類（調停調書、遺産分割協議書等）において、破産管財人が当事者となっていたとしても、相続を原因とする所有権移転登記の申請を受け付けるようになった。

この点について、破産裁判所においても、遺産分割協議や遺産分割調停・審判において破産管財人が当事者になることに問題はないと考えているのか伺いたい。

（提出理由）

協議事項記載のとおり

（弁護士会）

（補足説明）

自身としては、破産管財人が遺産分割調停の申立てをしたという事例を聞いたことがなかったが、法務局からは前記のような申請でも受け付ける旨を聞いた。

(協議結果)

(本庁)

遺産分割協議は、その性質上、財産権を目的とする法律行為であるということが出来る。そして、破産手続開始があった場合には、破産財団に属する財産の管理処分権は、破産管財人に専属する（破産法第78条1項）。そうすると、理論上は、破産管財人が遺産分割協議の当事者になったとしても問題はないと考える。

(裁判所尼崎支部)

破産裁判所においても、遺産分割協議や遺産分割調停・審判において破産管財人が当事者になることについて問題はないと考える。

従来の家裁の運用については、遺産分割協議が身分関係に基づくものであるという認識が強く、第三者（身分関係のない者）が協議に関わることに疑問があったためであると考ええる。ただし、現在では、遺産分割は財産権の処分であると強調されることが多くなり、実務においても調停の場に管財人に出席していただいたことがある。

(裁判所姫路支部)

姫路支部の破産係としては、遺産分割協議において管財人が当事者になることに問題はないと考えている。ただし、家裁の取扱いについては不明である。

(協議員)

不動産所有者が死亡し、その子3人が相続した（その3人のうち1人が破産し、破産管財人として当職が就いた）が、兄弟間で仲が悪く、遺産分割協議をしない。管財人として調停の申立てをしたが、調停にも出頭しない。そこで、競売手続により分割するという審判をしてもらい、これにより競売を申し立て、破産者の持分のみ受け取ることで処理をした、という経験がある。

(協議員)

尼崎支部で、管財人代理として調停を申し立てた経験がある。

当初は親族間の感情の対立があり、分割はできないといった流れであったが、いざ調停が始まると他の相続人も調停の場に参加し、当職も管財人代理として出席した。その結果、調停成立に至った。

（協議員）

5年ほど前に姫路支部において、管財人としての立場で、登記移転は自己の責任でしてもらうこと、もしかしたら後に遺産分割協議が必要になるかもしれない旨を説明した上で、相続分を譲渡するという形をとることにより代金を受け取り、これを財団に組み入れた経験がある。

第2 具体的な管財業務について

- 7 破産申立時に破産者が申告していなかった財産が破産管財人等の調査で発覚した場合に、その財産について、自由財産の拡張を認めた例があるか。

（提出理由）

破産申立時に破産者が申告していなかった財産が破産管財人等の調査で発覚した場合に、その財産について、自由財産拡張を求められる場合が散見され、破産者が経済的に困窮している事例も見られる。そこで、前記のような場合に、自由財産の拡張の判断をどうすべきかを検討するとともに、実例を伺いたい。

（姫路支部）

（協議結果）

（本庁）

神戸地裁作成の「S管財事件の処理要領」には、換価する財産について「基準Ⅲ」として、破産手続開始後に判明した財産について、「開始決定後に発見された財産も換価等をする。ただし、相当と認めるときは換価等をしないことができる。」と定めている。

この記載について敷衍するに、自由財産拡張申立てに対する判断は、破産申立時に破産者が把握している（財産目録に記載のある）自身の財産につき、今

後の経済的再生に不可欠か否かという基準を用いて判断を行うという二段階のプロセスであるとの理解を基にしているものであるから、破産申立時に破産者が申告していなかった財産については、それだけで当然に自由財産拡張の対象とはなり得ないと解する結果となる（前記規定の前半部分）。しかしながら、破産者が当該財産の存在を故意に申告しなかったというものでなく、単に失念していたと認められるような場合で、かつ当該財産の価値が僅少であるような場合には、例外的に自由財産拡張が認められる場合がない訳ではない（前記規定の後半部分）、というものである。したがって、この例外には自己の財産を故意に財産目録に記載していない場合は含まれない。故意に何らかの財産を破産申立時に申告しない行為は、破産法第252条1項1号の免責不許可事由（財産の隠匿）や同法第265条1項1号の詐欺破産罪に該当する可能性もある破産管財手続の根幹を揺るがす行為であり、このような破産者について債務者の経済的再生の必要性という観念をいれる余地はないものとする。

なお、大阪地裁の自由財産拡張制度の運用基準（新版 破産管財手続の運用と書式）でも、手続開始時に財産目録に記載のない財産については、「原則として拡張適格財産とならない。ただし、破産者が当該財産を財産目録に記載していなかったことにつきやむを得ない事情があると認められる場合については、その財産の種類に応じて…拡張適格財産性を判断する。」としており、上記の神戸地裁と同様の運用を行っているものと解されるところである。

（裁判所尼崎支部）

原則、自由財産の拡張はできないと考える。

破産申立時に破産者が申告していなかった財産がどういう経過で見つかったのか、単に忘れていたのか、生活にとって必要か、生活状況などを検討して判断すべきことになるのではないか。

（裁判所）

そもそも、隠し財産なしに経済的再生が可能であるという前提のもとに申立

書は作成されているはずである。にもかかわらず、財産目録記載以外の財産が今後の生活に必要不可欠として拡張申立てをされても、これを認めることは難しい。裁判所も家計収支表などを見て破産者の今後の生活の見通しを立てており、必要であれば補正も指示している。

したがって、財産を隠していたという理由で拡張を認めないのではなく、申立書からこの破産者には申告以外の財産はないということを自白していると考えるために、後から発見された財産についての拡張を認めることは難しいとしている。

（協議員）

管財人としての経験から、通帳を見れば他に口座があると容易に分かるはずであるのにその確認をしていないなど、破産者というより申立代理人に問題があると感じることが多い。また、今後の新規事業を始めるために会社の資産を隠していた代表者や、既に廃業済みと主張していた事業の資産を隠し持っている個人事業者もいた。いずれも新たな事業の名義人へ営業譲渡するという形を取ることで事なきを得たが、申立代理人に問いただしても、知らなかったの一点張りであった。ほかに、引き継いだ通帳以外の通帳が発見されたため問いただすと、申立代理人が保管しており「自由財産であるため引き継ぐ必要はないと思っていた。」と言われ、驚いた経験もある。

8 借地上の建物の処理について

借地上に建物を所有する法人が破産した場合、借地権付き建物として第三者に売却できれば理想であるが、売却が難しい場合も多い。そのような場合、建物を地主に買い取ってもらうことも考えられるが、それも困難な場合がある。一方で、建物を収去し、土地を明け渡すべき義務を負っているが、その費用が財団から賄えないことも多い。このように八方塞がりの場合、建物について、やむなく破産財団から放棄することになると考える。

多くのケースにおいては、何らかの解決に至り、破産財団からの放棄をせずに済んでいると思われるが、放棄をしたケースがあるか。その場合、放棄が認められるために、破産管財人としてどの程度努力することが期待されるのか。

(提出理由)

協議事項記載のとおり

(弁護士会)

(協議員)

共有地である借地上に財団所属の工場があり、その工場内に化学物質を保管している事例があった。財団が乏しい上、抵当権者も協力的でなく困ったが、最終的に土地の共有者の片方の協力が得られ、助かった。

どうしようもなくなった事案が実際にあったのかお伺いしたい。

(協議員)

借地上建物に抵当権が付いている場合で、財団から数箇月分の賃料なら払える時は払ってしまってもよいのか。賃料不払だと、借地権が解除されて抵当権の担保権が消滅してしまい、抵当権者から管財人の善管注意義務違反の損害賠償請求されるのではないかという問題に直面したことがある。その時は、抵当権者に代わりに賃料を払って抵当権を維持するかどうか確認し、抵当権を維持するチャンスを与えたという記録を残して処理をした。

(本庁)

神戸地裁本庁では、協議問題のように放棄に至ったケースは近時はないようである。

借地上に建物を所有している場合の処理については、「破産管財実践マニュアル」(青林書院)187ページ以下の記載が参考になる。基本的にはここに記載のある各種の方法での処理を検討する必要があるが、土地賃貸人(地主)や担保権者(担保権がある場合)との交渉が成立しない場合には、最終的には破産財団からの放棄もやむを得ないと考えられる。

(裁判所尼崎支部)

借地上の建物については、簡単には放棄できないと思うので、地主に買い取ってもらうなどの交渉をしていただくことになると思う。

(裁判所姫路支部)

設問の事例の場合、建物を地主に無償譲渡することにより、明渡し費用を免れることも考えられよう。また、いずれ法人の清算人とならざるを得ない法人代表者に、破産法人の財団とは別に明渡し費用を負担してもらう方法も考えられるのではなかろうか。管財人には、これらの方法も検討してもらい、いずれも不可能であれば、放棄やむなしと思われる。

(協議員)

(1) 担保付きの場合

金融機関ベースで買主を探すのが一番と考える。法的にはその間の賃料を支払うべきだが、私は原則賃料は支払っていない。抵当権者に状況を説明の上、すぐに競売の申立てをして、代払許可を取るように話をし、抵当権者に賃料を支払ってもらう。競売手続の中で任意売却ができるようであれば任意売却する。最低評価が出れば、着地点も見えてくる。

(2) 無担保の場合

放棄はしにくいので、すぐに不動産業者に市場性があるかどうか評価してもらう。買手が現れれば、借地権維持のため賃料を支払い、財団が足りないときは、買取業者から手付けを受けるなどして賃料を支払う。市場性がないということになれば、最終的に放棄ということになるが、いずれの場合でも、地代が日々発生するので、早期の判断が必要である。

- 9 破産手続開始決定後、財団に産業廃棄物（PCBやアスベストなどの有害物質を含む。）を含む不動産や在庫品が存在することが判明した場合の処理について、処分費用の金額によっては財団で賄えない場合、どのように対応されて

いるか。

(提出理由)

当支部ではあまり事例がなく、相談を受けた場合の参考としたいので、このような事例を経験された破産管財人の経験談を伺いたい。

(尼崎支部)

(協議員)

土地の上に建築廃材等の多数の産業廃棄物があり廃棄が必要であったが、費用を賄うだけの財団がなかった事例があった。県と相談し、産業廃棄物の周りを固めて流出しないようにするという応急措置で勘弁してもらった。

(協議員)

まだP C Bの処理施設が日本にない頃、処理するのに数年掛かる見込みだったが、社長が手続中に亡くなってしまった事例があった。裁判所と相談して他の取締役が個人的に責任を持って保管するという念書を取って保管費用を渡し、保管してもらった。しかし、この方法だと危なっかしい。最近、産業廃棄物のいいかげんな処理を業者に指示したとして、管財人が県から告発されたケースがあると聞いている（起訴はされなかったようだが）。廃棄物処理には非常に気を遣わなければならない時代になってきている。

(協議員)

平成15年の廃棄物処理法改正で、排出事業者責任が取られ、罰則も設けられた。排出する業者は許可業者に運搬させなければならないと規定されている。

(本庁)

神戸地裁本庁においては、申立代理人において出題のような問題点を適切に認識され、それに対する対処方法をも検討したうえで破産申立てを行ってもらうべく、管財事件申立てについて引継書の提出を求めているところであり、現在のところ、破産手続開始決定後に出題のような問題点が判明した事例は存しない。例えば処理方法が問題になることが多いP C B含有物の存在が出題のよ

うに開始決定後に判明し、処分費用（これについては適正かつできる限り低額に収まるよう交渉を行うことが必要であろう。）を財団で賄うことが不可能であり、また破産者本人や法人代表者にP C Bの保管を委ねるといった方法も不可能ということであれば、場合によっては申立代理人の報酬から財団への組入れを求めるなどして少しでも財団の増殖を図り、処分費用に充てることも検討する必要があると考えている。それでも処分費用に足りず、放棄もやむなしという場合であっても、P C B含有物が存在する各都道府県や監督官庁と相談の上、最終的な方策を検討する必要があるだろう。全国の事例が集約されてきているので、困った事例等があれば、いくつか事例を紹介することはできる。

（裁判所尼崎支部）

行政と話し合ってもらったり、法人の代表者に責任を持って処分してもらった場合があった。

（裁判所姫路支部）

管財人としては、産業廃棄物の存在が判明し、それにより現に周辺住民等に危険を及ぼすおそれがある場合には、管財人報酬を除いた財団の全てを投入してでも調査・除去に努めなければならない。これについては、事の重大性から見て、債権者の納得を得られると考えられる。もっとも、処理費用を財団で賄えない場合には、放棄することもやむを得ないが、その際には地方自治体の担当部署等と協議して方針を決定し、近隣者にも協力を求めることになると思われる。

（協議員）

(1) アスベストについて

アスベストが使用されている建物は、解体費用が高額になるので、譲渡時に減価要因となるだけであり、処分にさほど問題は生じない。管財人が建物を解体しなければならない状況も理論的には考えられるが、費用が2割ほど上がるだけであり、アスベスト事案特有の問題というものは生じない。

(2) P C Bについて

工場の受電設備にはコンデンサ・変圧器が入っており、これらの古いものについてはほとんどP C Bが含まれている。含有の有無については、型番を調べ、メーカーに問い合わせるしかない。

ア P C Bを含む機械がいまだ受電設備で使われている場合

廃棄物とはならず、廃棄物処理法等の適用を受けない。しかし、電気事業法に基づく報告が必要である。また、建物を譲渡する場合には、物件明細書に注記して売買しなければならないという注意義務が発生する。

イ 受電設備が古く使用しておらず、コンデンサ等を電気回路から一度でも外してしまった場合

その時点で産業廃棄物となるという行政解釈がとられている。廃棄物処理法等の適用を受けるので、ここからが管財業務の最大の問題となる。P C B廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法では、P C Bの含有物は譲渡が一切禁止され、譲渡しても無効となり、管財人としては処分の方法がないことになる。高濃度P C Bの含有物は、日本に数カ所あるJ E S C Oの事業所でのみ処理ができる。所有者である管財人が登録を実施し処理の順番を待つことになるが、順番待ちに1年以上掛かるため、通常の管財事件内では処理できない。

(ア) 財団がある場合

管財人名で処理登録をし、不動産を譲渡したのであれば、順番待ちの間譲渡先に保管してもらう。処理費用は重さによるが、補助の制度を利用しても数十万円は掛かるであろう。

(イ) 財団で費用を賄えない場合

任意売却時に保管費用を控除した額で価格決定をして譲渡し、処理の順番が来るまで保管してもらう。借地で譲渡できない場合は放棄するしかない。しかし、廃棄物を置いたままにすると不動産の価値は下がって

しまうので、処理費用を捻出してもらって処理登録をするしかない。

10 解雇予告手当の取扱いについて

破産者が、解雇予告手当の支払をせずに従業員を解雇している場合に、解雇予告手当（あるいは解雇予告手当相当額）を破産債権（優先債権）とすべきか財団債権とすべきか。

（提出理由）

本議題は、平成17年度協議事項7(1)、平成20年度協議事項3と同様の内容であり、裁判所からは財団債権と取り扱う旨の御回答をいただいているところであるが、重要な事項であるので、取扱いを再確認したく提出した。

（弁護士会）

（協議結果）

（裁判所）

「解雇予告手当（あるいは解雇予告手当相当額）」というのが、解雇予告手当請求権なのか、給料債権なのかを検討することが必要である。

解雇の効力が認められない場合は、雇用契約が終了していないから、解雇予告手当請求権の問題ではなく、給料債権の問題となる。そして、この場合は、財団債権となり得る（民法第536条2項、破産法第149条1項。破産手続開始決定後であっても、雇用契約の効力が存続している限り同法第148条1項7号により財団債権となる。）。

なお、解雇の効力が認められない場合というのは、解雇予告手当を支払っていないから解雇を無効とする立場を採る場合、解雇予告手当を支払うか30日経過したかでない限り解雇を無効とする立場を採る場合、解雇無効と解雇予告手当請求との選択を認める立場を採り、解雇無効を選択している場合である。

これに対し、解雇予告手当の支払がなくとも解雇を有効とする場合であれば、給料債権ではなく、解雇予告手当請求権の問題となる。そして、財団債権は限定

されているから、法定外の財団債権をたやすく認めることは困難であって、解雇予告手当請求権を財団債権と認めることはできない。

（協議員（まとめ））

- (1) 管財人は、開始前の3箇月分を財団債権とみなせばよいので、開始から半年前に即時解雇した場合、解雇予告手当は優先債権とみなせばよい。
- (2) 神戸地裁は、解雇予告手当を財団債権として扱っているという点が全国的に有名で、そこだけが一人歩きしている。半年以上前の解雇で解雇予告手当の未払がある時に、それも財団債権なのかという問合せがある。今の話でいくと、それは違うということになる。法的性質はともかく、処理方法の方針は伺えたので、そのように処理をしていく。
- (3) もっとも、解雇予告手当が財団債権になる根本的な理由が労働債権だと考えた場合、離職票の発行時期や失業給付の受給などについて、管財人が行っている実務とずれが生じることも事実であり、より広範囲に考えて、法的な整合性を保ちつつ、労働者をできるだけ保護できるような理論構成を検討する必要があると思われる。

1 1 否認権行使の手続について（1 2 と一括協議）

否認権の行使方法として、現行破産法では否認の請求申立てと否認訴訟の手続が定められているが、破産管財人としてはどのような点に留意して手続を選択しておられるか。

（出題趣旨）

否認の請求は、破産裁判所の決定手続によって早期に解決を図る趣旨で制度化され、当支部でも多数の事件が係属しているが、他方で異議訴訟に移行する場合には、当初から訴訟提起するよりも時間が掛かるなどのデメリットもあるとされている。破産管財人におかれては、どのような点に留意して手続の振り分けを行っておられるか御教示いただきたい。また、併せて本庁・支部での実情（決定に

至るまでの審理期間や審理形式等)についても伺いたい。

(伊丹支部)

1 2 否認請求の申立ての運用状況について

否認権行使が相当と思われる事案が存した場合、否認請求の申立てから始めた方が良いのか、それともいきなり否認権行使の訴えを提起した方が良いのか。裁判所の経験談を踏まえた御意見を伺いたい。

(提出理由)

どちらがふさわしいかは事案にもよると思われるが、裁判所の経験談を踏まえた御意見を伺いたい。

(弁護士会)

(協議結果)

(協議員)

ギャラリーがいる場合で、放置する訳にはいかないが、訴訟まではためらわれる時は、否認請求をして裁判所に預けるのも手ではないかと思う。

(協議員)

迅速に処理をしようとする立法の経緯からすると、基本は否認請求ではないか。否認請求は疎明で足り、職権調査も使ってよいとされているし、貼用印紙も不要である。また、異議が出れば相手方負担になる。否認請求か訴訟か迷うこともあるが、異議訴訟が係属して破産事件が長引いたという統計的な数字はないし、これまでの経験では、異議訴訟の判断が出るのは早く、長引いたことがない。

(協議員)

否認請求・訴訟の相手側代理人に就いた時、否認請求は書面審尋なので認容の判断が出たが、訴訟になり尋問等をして判断がひっくり返った。相手方が徹底的に戦う姿勢の時は訴訟から始めた方が良いのではないかと思う。

(協議員)

結果から考えると、初めから訴訟をした方が良かったのではないかと思う例も

あるが、否認の請求で整理ができ、その分訴訟の進行が早くなるので、無駄ではなかったと思う。ただし、証人尋問がない等の限界があるので、その辺りの読みをしっかりとしないといけない。

（裁判所明石支部）

否認請求ですぐに和解になった事例がある。相手方の手持ち資料が不明で、勝てるかどうか分からなかったが、個人の債権者が多く、曖昧な形で終わらせたくないという管財人の意向だったので、無理そうならすぐにやめるつもりで否認請求をした。結果的には、1箇月で和解になり、否認の請求から始めて良かったと思う。

（裁判所）

裁判所は管財人の意向を最大限に尊重している。破産者の協力が得られるか等事案によって考えていかなければならない。